

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律の施行に伴う独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令の一部を改正する省令案に係る意見募集

- 意見募集期間 : 平成30年8月25日(土)から平成30年9月25日(火)まで
- 意見提出件数 : 4件(法人・団体:3件、個人:1件)
- 意見提出者 :

(意見受付順)

	意見提出者(法人・団体)
1	日本郵政グループ労働組合
2	全国郵便局長会
3	日本郵政株式会社

	意見提出者(個人)
1	個人

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律の施行に伴う独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険  
 管理機構に関する省令の一部を改正する省令案に係る意見及びそれらに対する考え方

No.	意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
法人・団体			
1	<p>基礎的費用の算定方法（省令案）の概要では、郵便局で郵政事業のユニバーサルサービスが利用できるようにすることを確保するものとなるように、郵便局ネットワークを最小限度の規模の郵便局により構成するものとした場合における費用の一つとして、①人件費、②賃借料、工事費その他の郵便局の維持に要する費用、③現金の輸送・管理に要する費用、④固定資産税・事業所税、が挙げられています。</p> <p>多角的な視点から郵便局を構成している費用の要素が分析され、そうした算定を経た額から、日本郵便に係る按分額を控除した額を交付金とする考え方については、実際に郵便局で働く労働者の立場からも納得性が得られるものと認識しています。</p> <p style="text-align: center;">【日本郵政グループ労働組合】</p>	<p>省令案に対する賛成の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
2	<p>今回の郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金・拠出金制度の創設は、郵政事業のユニバーサルサービスの安定的な提供の確保を図る観点から、大変時宜を得たものと考えており、今回の省令案についても賛同いたします。</p> <p>郵政事業のユニバーサルサービスを郵便局で一体的にか</p>	<p>省令案に対する賛成の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

No.	意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>つあまねく全国において公平に利用できるよう、全国郵便局長会としても、今後も全力で取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全国郵便局長会】</b></p>		
3	<p>1 郵政事業のユニバーサルサービスの重要性に鑑み、その維持のための支援制度を国会において創設していただき、また、その具体化のための措置を講じていただいている行政に、非常に感謝しております。</p> <p>2 ユニバーサルサービス提供を確保するために不可欠な費用の額（以下「交付金の額」といいます。）及び拠出金の額を具体的に算出するに当たり、これらの額はサービスの対価としての費用ではないと理解するものの、当グループ各社創設以降10年間に亘って委託手数料の算出の過程において、郵便局ネットワークを維持するために実際に係る費用につき順次見直してきた実績がありますので、そのような実績も勘案し、各事業の負担割合にも配慮すること等により、結果的に郵政事業のユニバーサルサービス提供の確保という制度の趣旨にそぐわないものとなることのないよう、ご配慮いただきたいと考えております。</p> <p>3 また、交付金の額及び拠出金の額の具体的な算定方法につきましては、社会経済情勢の変化等を受けて、必要に応じ、柔軟に変更することができるようにすることにより、将来にわたり当社グループがユニバーサルサービス提供を確保するための基礎的な費用を賄うことができる</p>	<p>交付金及び拠出金は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号。以下「機構法」という。）及び今回の省令案に基づき算定されるものであり、貴社グループ内の委託手数料の算定の過程において算出されてきた「郵便局ネットワークを維持するために実際に係る費用」とは異なるものです。</p> <p>今回の省令案は、郵便局ネットワークを最小限度の規模の郵便局により構成するものとした場合における費用の額及び簡易郵便局への最少限度の委託に要する費用の額を郵政事業のユニバーサルサービスの確保のために不可欠な費用の額とし、これを業務ごとに見込まれる利用者による郵便局の利用の度合等に応じて按分して拠出金の額を算定することとして、あまねく全国における郵政事業のユニバーサルサービスの安定的な提供の確保を図るものです。</p> <p>また、社会経済情勢の変化等への対応については、機構法の施行状況等を勘案し、郵政事業のユニバーサルサービスを確保するために郵便局ネットワークを維持する観点から検討が加えられ、郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち郵政事業のユニバーサルサービスの提供を確保するために不可欠な費用を賄うために必要があれば、所要の措置が講ぜられるものと考えます。</p>	無

No.	意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>ようにしていただきたいと考えております。</p> <p>4 当社グループといたしましても、今後、引き続き将来にわたりユニバーサルサービスを維持していくよう、自らの経営努力と交付金・拠出金制度の法令の趣旨に則った経営を行ってまいり所存です。</p> <p style="text-align: right;">【日本郵政株式会社】</p>		
個人			
1	<p>西日本の簡易郵便局受託者です。</p> <p>現在半数以上の簡易郵便局は人口は少ない過疎地域に存在し、1日に数名程度の来客であろうかと推察致します。今回はそういった地域での最後の生活インフラとして簡易郵便局を存続させるための議論だと思えます。</p> <p>しかし実際は本当に経営に苦勞しているのは、客数が多く取り扱い数量の多い都市部や幹線道路沿いの簡易郵便局です。複数の補助者を雇わなければならず家賃も高いからです。過疎地で局長一人で運営している局で月 30 万円程度の手数料を受け取っているケースと、都市部で補助者を含めて3人で運営して月 40 万円の手数料しか受け取っていないケースを比較すれば明らかです。実際そういった局の受託者さん達は本当に困っています。昔と違っていちばん手数料に寄与する定期性預金は今では相当減ってしまい、少々頑張っても手数料は上がらないからです。</p> <p>そして都市部や幹線道路沿いの簡易郵便局が抱えているもう一つの問題は、利用者にとって今までは当たり前のATM が簡易郵便局であるという理由で設置してもらえない</p>	<p>今回の省令案では、あまねく全国における郵政事業のユニバーサルサービスの安定的な提供の確保を図るため、過疎地・都市部等の地域や業務量の多寡を問わず、不可欠な費用の額を算定することとしています。簡易郵便局に係る費用については、簡易郵便局で郵政事業のユニバーサルサービスが利用できるようにすることを確保するための最少限度の委託に要する費用の額を、不可欠な費用の額の算定に含めることとしています。</p> <p>なお、今回の省令案では、郵便局の窓口で行われる業務に着目して、交付金及び拠出金の額を算定することとしています。</p>	無

No.	意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>事です。他行送金、他行カードの使用、送金先登録、ゆうちょ間の無料送金など簡易局窓口では出来ない取り扱いも、ATM なら簡単に出来てしまいます。今やお客様にとって日常当たり前の事が簡易郵便局ではATMが無いため出来ない訳です。私の局では毎日毎日沢山のお客様がATMが無い事を知って落胆したり憤慨して出て行かれます。ユニバーサルサービスを論じるのであれば、ATM を求めて来る客が多いのであればATMを設置する事が当然である筈です。直営局ならどんな山間部の小規模局で利用者が少なくてもATMが設置されています。直営局だから置く、簡易局だから置かないという一元的な考えは、全く利用者の利便性を考えていないと言われても仕方がありません。ATMはそういう局状である局にとっては悲願であります。</p> <p>今回の議論で、少しでも簡易郵便局の実態を把握して頂き、利用者も受託者も納得できる結果を導き出して頂ければと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		